

令和3年11月5日
独立行政法人工業所有権情報・研修館
知財活用支援センター

地域団体商標カードの作成について

INPITでは、地団カードの作成を希望する団体を以下の要領で募集しています。地団カードの作成に必要な費用については弊館で負担いたしますので、貴団体の費用負担はございません。作成したカードについては、貴団体にてお客様等にご自由に配布いただけます。今回の募集については、以下のとおりとさせていただきます。

記

対 象：地域団体商標権を取得している団体
締 切 り：令和3年11月30日（火）（必着）
作 成 数：20団体程度（1団体あたり2,500枚程度）
応募方法：応募フォームより登録いただくか、応募様式に必要な事項を記入の上、以下の宛先まで郵送・FAX・メール等いずれかの方法で送付してください。

宛 先：

【応募フォーム】 <https://www.inpit.go.jp/form/chidan-card-apply.html>

【郵送】〒105-6008

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号(城山トラストタワー8階)
(独)工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター

【FAX】03-5843-7692

【メール】ip-ct01@inpit.go.jp

※メールの場合は件名を「地団カード新規作成申し込み」としていただきますよう、お願いいたします。

【作成の経緯】

INPITでは、地域団体商標制度の活用促進、及び地域観光振興の支援等を目的に、「地団カード（地域団体商標カード）」を試行的に作成・配布しております。この地団カードはカード収集愛好家などの一般消費者（知財とは関連の薄い層）へ訴求する広報活動として、地域団体商標の対象産品や団体等の知名度向上（ブランド構築）にも寄与することを目的としています。

【注意点】

- (1) 予算の関係上、作成数は増減いたします。
- (2) 希望団体多数の場合は、地域ごとに先着順にて作成させていただきます。そのため、締切りが早まる場合もございます。

- (3) 作成に当たっては、製品の写真データや紹介文をご提供いただく予定です。
- (4) 地団カード全体の著作権は貴団体及び弊館に帰属します。なお、写真や紹介文といった地団カードの構成要素の著作権は、依然として貴団体に帰属いたします。
- (5) 作成後にアンケート等にご協力をお願いする場合がございます。

【参考】

本件募集案内 URL

<https://www.inpit.go.jp/chidan-card/apply.html>

地団カード紹介ページ URL

<https://www.inpit.go.jp/content/chidan-card.html>

地域団体商標に関するご説明（特許庁ホームページ）

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>

以上